

平成20年4月から

75歳以上の方へ

後期高齢者医療制度

がはじまります

後期高齢者医療制度って？

75歳以上の高齢者を対象とする、**新しい独立した医療保険制度**です。

現在、75歳以上の方は、国民健康保険または被用者保険などの医療保険に加入しておられますが、**平成20年4月からは75歳以上のすべての方が、現在加入しておられる医療保険から脱退し、「後期高齢者医療制度」に加入※することとなります。**

※現在「老人保健法医療受給者証」をお持ちの方は、加入の届出は不要です。また、今後75歳に到達されることによる加入の届出は不要です。

後期高齢者医療制度の概要について

対象者は？

- ・75歳以上の方全員（75歳の誕生日当日から被保険者となります。）
- ・一定の障害のある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方（老人保健で障害の認定を受けている方は、引き続き広域連合の認定を受けたものとみなされます。）

保険料は？

被保険者一人ひとりが負担能力に応じて公平に負担し、原則として年金から天引きされます。

窓口での負担割合は？

医療機関を受診したときは、今までどおり、かかった医療費の**1割**（現役並み所得者は3割）を窓口で支払っていただきます。

医療の給付は？

受けられる給付は、これまでの老人保健制度と基本的に同じです。

保険証は？

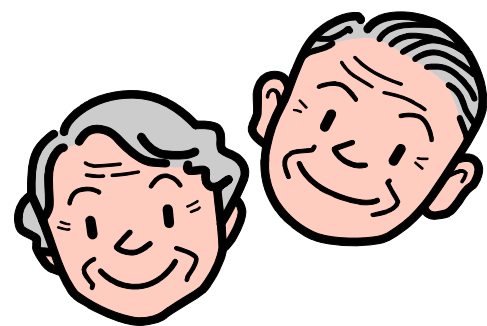
新しい保険証が**お一人に1枚**交付されます。（平成20年3月下旬に対象者に送付されます。）

制度の運営は？

県内すべての市町村が加入する「奈良県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となります。ただし、保険料の徴収、各種申請や届出の受付などの窓口業務は「市町村」が行います。

保健事業（健康診査）は？

糖尿病等の生活習慣病を早期発見し治療するために、健康診査を実施します。なお、生活習慣病で医療機関に受診されている方は、健康診査の対象から除かれます。



新しい保険証について



- ・対象者一人に1枚、カード型の保険証が交付されます。
- ・新しい保険証は、平成20年3月下旬にお住まいの市町村から送付されます。(3月中に届かない場合は、お住まいの市町村へ連絡してください。)
- ・医療機関にかかるときは、**平成20年4月1日以降は必ずこの保険証をご提示ください。**
- ・有効期限はすべての方が平成20年7月31日となっています。(7月下旬に次の保険証が交付されます。)

保険料について

- ・保険料は、広域連合の条例で定める保険料率に基づいて算出され、被保険者一人ひとりに課されます。
- ・保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{(年額 39,900円)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等 - 基礎控除33万円)} \\ \text{× 所得割率7.5\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{一人当たり保険料} \\ \text{(賦課限度額は、年額50万円)} \\ \hline \end{array}$$

※ 一人当たり老人医療費が県平均に比べ一定以上低い市町村については、上記とは別の保険料率が適用されます。

所得の少ない世帯に属する被保険者についての軽減措置

- ・所得の少ない世帯に属する被保険者については、保険料の均等割額が7割・5割・2割軽減されます。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等が下記の方が対象になります
7割軽減	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯
5割軽減	「基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」を超えない世帯
2割軽減	「基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

※ 基礎控除額等は、税制改正などで今後変わることがあります。

※ 上記の軽減措置を受けるには、税法上の申告義務のない方(障害年金、遺族年金等受給者や被扶養者および所得のない方)であっても、各市町村窓口で所得の申告を行う必要があります。所得の確認ができていない被保険者は、申告の必要はありません。

被用者保険の被扶養者であった方に対する激変緩和措置

- ・これまで被用者保険(健保組合等)の被扶養者であった方で保険料負担がなかった方も保険料を納めることとなりますが、負担軽減のための特例措置があります。

(1) 制度加入時から2年間、保険料の「均等割額」が5割軽減されます(「所得割額」は課されません)。

(2) ただし、平成20年度に限り、次のとおりとします。

- ・平成20年4月～平成20年9月の6か月間は、保険料を徴収しません。
- ・平成20年10月～平成21年3月までの6か月間の保険料(「均等割額」)を9割軽減します。

【徴収は平成20年10月から開始】

保険料の納め方

- ・保険料は原則として年金から天引きされます(特別徴収)。 【特別徴収は平成20年4月から開始】
- ・ただし、年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替等により、お住まいの市町村へ個別に納めます(普通徴収)。 【普通徴収は平成20年7月から開始】
- ・また、被用者保険(健保組合等)の被保険者本人であった方も平成20年7月から平成20年9月までは普通徴収となります。

問い合わせ先

奈良県後期高齢者医療広域連合
〒634-0061
奈良県橿原市大久保町302番1
奈良県市町村会館7階 0744-29-8430
広域連合HP <http://www.nara-kouiki.jp/>

または

お住まいの市役所・町村役場
『後期高齢者医療担当課』まで